

平成29年第2回（5月）

県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

平成29年第2回（5月）県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室

2 会 期 平成29年5月30日（1日）

3 付議事件表

議案番号	件名	議決月日	結果
	議長の選挙について	指名により松本正則君	
	副議長の選挙について	指名により三浦正司君	
	議席の指定について	諫早市 1番から7番 大村市 8番から11番 雲仙市 12番と13番 副議長 14番 議長 15番	
	会期決定の件	5月30日の1日と決定	
	会議録署名議員の指名について	5月30日	指名 田中哲三郎君 松永 秀文君
	議会運営委員会委員の選任について	指名	津田 清 君 田川 伸 隆 君 中野 太陽 君 城 幸 太 郎 君 村 崎 浩 史 君
議案第8号	専決処分の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例及び県央地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）	5月30日	承認
議案第9号	専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更）	5月30日	承認
議案第10号	財産の取得について（高規格救急自動車の購入）	5月30日	原案可決
議案第11号	財産の取得について（消防ポンプ自動車の購入）	5月30日	原案可決

○ 出席議員（14名）

1 番 田 中 哲三郎 君
2 番 松 永 秀 文 君
3 番 中 村 太 郎 君
4 番 川 崎 剛 君
5 番 津 田 清 君
6 番 田 川 伸 隆 君
7 番 中 野 太 陽 君
8 番 朝 長 英 美 君
9 番 城 幸 太 郎 君
10 番 村 崎 浩 史 君
11 番 宮 田 真 美 君
12 番 前 川 治 君
14 番 三 浦 正 司 君
15 番 松 本 正 則 君

○ 欠席議員（1名）

13 番 大久保 正 美 君

○ 説明のため出席したもの

管 理 者	宮本 明雄 君	副管理者	園田 裕史 君
副管理者	金澤秀三郎 君	監査委員	佐藤 忠道 君
事務局長	土橋 伸秀 君	消 防 長	川原 敦 君
次長兼諫早消防署長	城下 和美 君		
総務課長	森崎 泰博 君		
大村消防署長	福島 錦哉 君		
小浜消防署長	富岡 正英 君		
事業課長	川上謙次郎 君		

○ 議会関係出席者

書 記 長 森崎 泰博 君
書 記 江頭 英敏 君

○臨時議長（前川 治君）

これより、平成 29 年第 2 回県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を、開会いたします。

本日の臨時会は、諫早市議会議員の任期満了に伴う選挙及び大村市議会議員の組合議員改選後の、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、組合規約第 6 条第 5 項の規定に基づき、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、年長の議員であります私、前川治が、臨時に議長の職務を行います。

議事の進行につきましては、本組合の議会会議規則第 2 条で準用することになっております、諫早市議会会議規則により進行いたします。

議事に先立ちまして、今回、任期満了に伴う選挙等で組合議員の一部に変更がっておりますので、本組合議員の全員を改めて御紹介いたします。

書記長に朗読させます。

○書記長（森崎泰博君）

諫早市議会議員の田中哲三郎議員、同じく松永秀文議員、同じく中村太郎議員、同じく川崎剛議員、同じく津田清議員、同じく田川伸隆議員、同じく中野太陽議員、諫早市議会議長の松本正則議員、大村市議会議員の朝長英美議員、同じく城幸太郎議員、同じく村崎浩史議員、同じく宮田真美議員、大村市議会議長の三浦正司議員、雲仙市議会議員の前川治議員、雲仙市議会議長の大久保正美議員以上でございます。

○臨時議長（前川 治君）

この際、議事の進行上、「仮議席」を指定します。

ただいま、御着席の議席を仮議席として指定いたします。

○臨時議長（前川 治君）

ここで、組合当局より報告の申し出がっておりますので、発言を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

皆さんこんにちは、事務局長の土橋でございます。宜しくお願いたします。管理者・副管理者の互選について御報告いたします。組合規約第 7 条第 1 項により組合に管理者及び副管理者 2 人を置くこと、第 2 項により関係市の長の互選により定めることと規定されております。

去る4月18日開催の構成市長会議におきまして、管理者として、宮本明雄諫早市長、副管理者として、園田裕史大村市長、金澤秀三郎雲仙市長が選任されましたので、御報告いたします。

○臨時議長（前川 治君）

ここで、管理者より管理者就任あいさつの申し出がっておりますので、発言を求めます。

○管理者（宮本明雄君）

皆様こんにちは。先ほど御紹介を賜りました、本組合の管理者に選任をいただきました諫早市長の宮本明雄でございます。どうぞ宜しくお願いを申し上げます。それでは、招集にあたりまして御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会臨時会の招集をいたしましたところ、議員の皆様方には御健勝にて御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

今回、諫早市市議会議員の任期満了に伴います選挙及び大村市市議会議員の組合議員の改選が行われております。新たに組合議員として御就任いただきました議員各位におかれましては、これからの組合運営に御力添えを賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

当組合におきましては「常備消防及び救急業務」、「不燃物の処理業務」を適正に遂行し、圏域住民の皆様方の安全安心、環境衛生の向上に努めているところでございます。

「常備消防及び救急業務」におきましては、諫早消防署新庁舎建設にあわせ導入いたしました高機能消防指令システムと消防救急デジタル無線を最大限に活用し、迅速な対応に努めているところでございます。また、救命措置等の必要な傷病者が発生した場合、本組合の救急自動車に長崎医療センターの医師等が同乗して救命措置を行います医師同乗救急自動車の運用を平成29年3月1日から開始したところでございます。今後も、圏域住民の安全安心を守るため、消防救急体制の充実と合わせて、消防救急技術の向上に、一層の精進をしてみたいと思っております。

不燃物の処理業務につきましては、構成市との連携に努め、不燃性廃棄物の適正処理とリサイクルの更なる向上に努めてまいりたいと考えております。

それでは続きまして、副管理者、職員並びに監査委員の紹介をさせていただきます。副管理者の園田裕史大村市長でございます。同じく副管理者の金澤秀三郎雲仙市長でございます。

次に職員の紹介をさせていただきます。事務局長の土橋伸秀君でございます。議会書記長を兼務しております総務課長の森崎泰博君でございます。事業課長の川上謙次郎君でございます。次に消防職員です。消防長の川原敦君でございます。消防本部次長兼諫早消防署長の城下和美君でございます。消防本部消防総務課長の牟田一幸君でございます。大村消防署長の福島錦哉君でございます。

小浜消防署長の富岡正英君でございます。

次に代表監査委員の佐藤忠道氏でございます。議会選出監査委員の大久保正美氏でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長（前川 治君）

日程第1、「議長の選挙について」を議題といたします。議長の選挙の方法について、お諮りいたします。

○三浦正司議員

議長の選挙の方法につきまして、動議を提出いたします。議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長の指名推選により選出されることを希望します。

○臨時議長（前川 治君）

ただ今、三浦正司議員から「議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長の指名推選によらねたい。」との動議が提出されましたが、それに対して御意見はございませんか。

○朝長英美議員

議長の選挙の方法につきましては、ただ今の三浦正司議員の動議に賛成いたします。

○臨時議長（前川 治君）

ただ今、三浦正司議員から「議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長の指名推選によらねたい。」との動議が提出され、朝長英美議員の賛成がありましたので、動議は成立いたしました。

よって、本動議をただちに議題とし、採決いたします。お諮りいたします。本動議のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（前川 治君）

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は、臨時議長の指名推選によることに決定をいたしました。

○臨時議長（前川 治君）

議長に、松本正則議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました松本正則議員を議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（前川 治君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました松本正則議員を、議長に当選といたします。松本正則議員に対し、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

自席より、議長就任の承諾及びあいさつをお願いいたします。

○議長（松本正則君）

ただ今、議長に推挙されました、諫早市議会議長の松本でございます。大変、光栄に存じますと共に、心から皆様に感謝を申し上げたいと思います。

県央組合が処理いたします、消防救急業務及び不燃物処理業務等、広域行政の円滑な推進に努めて参りたいと思っておりますので、皆様方の御指導、御鞭撻のほどを宜しくお願いいたします。

簡単ではございますが、就任のあいさつに代えさせていただきます。宜しくお願いいたします。

○臨時議長（前川 治君）

以上で臨時議長の職務を終わらせていただきます。

松本正則議長、議長席をお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（松本正則君）

引き続き会議を開きます。

日程第2、「副議長の選挙について」を議題といたします。副議長の選挙の方法について、お諮りいたします。

組合規約第6条第2項で、副議長は「組合議員のうちから組合の議会で選挙する。」となっております。選挙の方法として、「投票による方法」と「指名推選による方法」がございますが、どのように取り扱ったらよろしいか、御協議をお願いします。

○田川伸隆議員

副議長の選挙の方法につきまして、動議を提出いたします。

副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により選出されることを希望します。

○議長（松本正則君）

ただ今、田川伸隆議員から「副議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選によられたい。」との動議が提出されましたが、それに対する御意見はございませんか。

○津田 清議員

先程の田川伸隆議員の副議長の選挙についての動議に賛成いたします。

○議長（松本正則君）

ただ今、津田清議員の賛成がありましたので、動議は成立いたしました。よって本動議をただちに議題とし、採決をいたします。お諮りいたします。本動議のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の方法は、議長の指名推薦によることに決定をいたしました。

副議長に、三浦正司議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました三浦正司議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議なしと認めます。

副議長就任の承諾及びあいさつをお願いいたします。

○副議長（三浦正司君）

ただいま、御推挙をいただきました大村市議会議長の三浦でございます。謹んでお受けさせていただきますとともに、皆様方に感謝申し上げます。

議長を補佐し、県央組合の発展のために努めて参りたいと存じますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（松本正則君）

次に、日程第3「議席の指定について」を議題とします。議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

書記長に朗読させます。

○書記長（森崎泰博君）

1番田中哲三郎議員、2番松永秀文議員、3番中村太郎議員、4番川崎剛議員、5番津田清議員、6番田川伸隆議員、7番中野太陽議員、8番朝長英美議員、9番城幸太郎議員、10番村崎浩史議員、11番宮田真美議員、12番前川治議員、13番大久保正美議員、14番三浦正司副議長、15番松本正則議長。以上でございます。

○議長（松本正則君）

書記長が朗読いたしましたとおり、議席はただいまの議席を指定いたします。議席交替のため、しばらく休憩いたします。

（休憩・・・休憩中に議席の交替）

○議長（松本正則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

今期、臨時会の会期を本日1日とし、会期中の日程については、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、会期は1日と決定いたしました。

次に、日程第5、「会議録署名議員の指名」を行います。今期臨時会の会議録署名議員に、1番田中哲三郎議員、2番松永秀文議員を指名いたします。

次に、日程第6、「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、組合議会委員会条例第1条第2項で6人となっております。第5条の規定により「議長が会議に諮って指名する」となっています。

今回、議会運営委員会委員について、構成市の選挙等により、委員の一部に欠員が生じております。議会運営委員会委員の選任については、組合議会委員会条例第5条の規定により「議長が会議に諮って指名する」となっております。

ので、欠員となっております諫早市から3人、大村市から2人の選出となります。

議会運営委員会委員に、津田清議員、田川伸隆議員、中野太陽議員、城幸太郎議員、村崎浩史議員、以上5人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

御異議なしと認めます。よって以上のとおり選任することに決定いたしました。

なお、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選につきましては、県央組合議会委員会条例第7条第1項で「委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会を招集して、委員長の互選を行わせる。」となっておりますので、直ちに別室で議会運営委員会を招集いたします。

議会運営委員会開催のため暫く休憩をいたします。

○書記長（森崎泰博君）

議会運営委員会委員並びに議長、副議長は、隣の消防団会議室にお集まりください。

(委員会開催のため休憩)

○議長（松本正則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました議会運営委員会における、委員長、副委員長の互選の結果を御報告いたします。

議会運営委員会委員長、田川伸隆議員、副委員長、村崎浩史議員、以上のとおりであります。

次に、日程第7、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例及び県央地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例及び県央地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）について、ご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う構成市の取扱いに準じた条例の一部改正でございまして、地方自治法第179条第1項の規定により3月8日に専決処分させていただきました条例につきまして、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めますのでございます。

1ページをご覧ください。職員の育児休業等に関する条例及び県央地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分書でございまして、第1条は職員の育児休業等に関する条例の一部改正に関するものでございます。次の2ページ及び3ページの第2条につきましても同様でございまして、3ページの第3条及び4ページの第4条は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に関するものでございます。

5ページの附則でございまして、施行期日につきましては、第2条及び第4条は児童福祉法の改正法の施行日である平成29年4月1日から、その他の改正は公布の日（平成29年3月8日）からとしております。

資料1/5から4/5までは、同条例の新旧対照表でございまして、

資料1/5は第1条に関するものでございまして、

資料2/5は第2条に関するものでございまして、

資料3/5は第3条に関するものでございまして、

資料4/5は第4条に関するものでございまして、

資料5/5をご覧ください。資料5/5に沿って、主な改正内容についてご説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により育児休業を取得することができる「子」の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親である職員に委託されている者及びこれらに準じる者として条例で定める者が加えられております。この条例で定める者について、養育里親である職員に委託されている児童を規定するとともに、育児による深夜勤務などの制限に関する規定を整備しようとするものでございまして、

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。宜しくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより質疑に入ります。

○中野太陽議員

育児休業のいわゆるいっぱいとれる方はとってくださいというかたちなんです、そもそも育児休業の取得率というのが、職員の皆さんどのような今現在の割合なのかっていうのはどのような数字がでているのかお伺いします。

○事務局長（土橋伸秀君）

今回、子の範囲として特別養子縁組の監護期間中の子、それから、養子縁組里親である職員に委託されている子、これが法律で規定されているものでございまして、今回養育里親である職員に委託されている子が本条例によって新たに追加されるものでございます。この3件ですね、3つのパターンと言いますか、子の範囲がございすけれども、いずれも該当者はいらっしゃいません。以上でございます。

○中野太陽議員

該当する方がいないのか、取得された方がいないのかで違うと思うんですが、今の答えだと該当される方がいないので、ゼロという意味でしょうか。

○事務局長（土橋伸秀君）

今回の法律の改正時にですね、改めて職員に確認を取ったところ、該当される方がいらっしゃらなかったということでございます。

○議長（松本正則君）

よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

ほかになければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

○議長（松本正則君）

議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例及び県央地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する

る条例の一部を改正する条例)」は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第8号は、原案どおり承認されました。

次に、日程第8、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更)について、ご説明申し上げます。

本案は、長崎縣市町村総合事務組合を構成する団体の一つである「南高北部環境衛生組合」が平成29年3月31日付で解散し、本組合から脱退することに伴い、組合を組織する組合市町村の数が減少するとともに、組合の共同処理する団体に変更が生じることから、組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により3月8日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

はじめに1ページをご覧ください。長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る専決処分書でございます。次に2ページをご覧ください。2ページの別表第1は、「南高北部環境衛生組合」が本組合から脱退後の本組合を組織する組合市町村でございます。2ページの中段から4ページまでの別表第2は、「南高北部環境衛生組合」が脱退後の本組合の共同処理する事務とその団体でございます。資料は新旧対照表でございます。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。宜しくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって、討論を終結し、採決します。

議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更）」は、原案どおり承認することに御異議ありませんか

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第9号は、原案どおり承認されました。

○議長（松本正則君）

次に、日程第9、議案第10号「財産の取得について（高規格救急自動車の購入）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第10号「財産の取得について（高規格救急自動車の購入）」について、ご説明申し上げます。

本件は、小浜消防署の救急車の老朽化に伴う更新で、「県央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、お手元に配布させていただいております議案第10号資料1／5ページの結果表に示しておりますように入札が不落に終わったことから、最低価格の業者との協議を行い、改めて見積もりを徴しました。その結果につきましては、同資料2／5ページのとおりでございます。

取得価格は、34,560,000円、契約の相手方は、長崎市五島町4番19号西九州トヨタ自動車株式会社長崎支店支店長、元山繁でございます。

物品売買仮契約書につきましては、同資料の3／5ページのとおりでございます。

取得いたします高規格救急自動車は、同資料の4/5・5/5ページにございます写真と同型の車両でございます。4/5の方は外形で、5/5は積載します資器材の説明をした写真となっております。

以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。宜しくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより質疑に入ります。

○朝長英美議員

長崎日産は、辞退となっておりますけど、結局はトヨタ1社でもう決まっているんじゃないかという感じがするんですがどうなんですか。

○事務局長（土橋伸秀君）

今回の辞退の理由でございますけども、履行期限に納品させることができないという理由でございました。

平成22年度までは、日産の方も入札に参加しておられましたけども、平成23年度は入札そのものがなかったんですが、24年度から辞退の届出を出されているということでございます。辞退の理由といたしましては、28年度、29年度につきましては、「履行期限に納品させることができない」という理由でございました。平成27年度につきましては、「社の都合により」、それから、平成25年度、26年度につきましては、「仕様に合う商品を取り扱っていないため」、最初に辞退された平成24年度につきましては、その他の理由で記載された理由でございますけども、「仕様、架装に満足していただけるか不安ですのでご辞退させてください」というような理由でございます。

理由につきましては、色々、理由を述べられているんですけども、実際のところはですね、消防自動車が年間700台の生産でございまして、8割をトヨタ車がシェアを持っていると、700台でございまして560台ほどということになります。日産車が2割ほどということで140台程度ということで、全国の生産がそういう状況でございまして、なかなか参加できない理由というのはその辺の生産量の問題なのかなというふうに思っております。

ちなみに、県内の日産車の状況でございますけども、県内に5台ありまして、長崎市が2台、それから佐世保市が1台、対馬市が2台そういった状況でございます。

入札に関しては、車両の部分もちろんでございますけども、高規格救急自動車と医療機器とを一括で販売する場合は、県知事が交付する高度管理医療機

器等販売業許可書を受けた者でなければならないというふうになっておりまして、長崎県内では西九州トヨタ自動車株式会社と長崎日産自動車株式会社の2社ということでございます。

○中野太陽議員

2社しかないということなんですが、形式は、指名競争入札になるのかどうかというのと、入札方式が電子入札なのか札入れの方式なのか、このあたりの件とですね、このままで行くと今後はこういった相見積りのような随契の形でやっていくのに移っていくのかどうかこのあたりの見解をお聞かせください。

○事務局長（土橋伸秀君）

入札の形式でございますけども、指名競争入札となります。

それから、諫早市と同様でございますけども、2回入札をして不落の場合は最低者の方と随契の協議をすることとなっております、協議が整って今回こういう形でトヨタ自動車となったわけでございます。

今後のことについてでございますけども、先程、辞退の理由ですね、納期に間に合わせるができないということで、納期を今、11月中旬ですね、6ヶ月半ぐらい取っておりますが、ちょっと延ばしてみようかという協議もしたんですが、最近の情報で、長崎市消防局の時津署ですね、これがちょうど日産車がいるところでございますけども、その情報でございますが、2月まで納期を延ばしたが、やっぱり辞退されたというような状況でございます、納期を延ばしても同じことなのかなと思っておりますが、入札の形態を今後については考えて行かなければいけないのかなというふうには考えています。と申しますのは、この高規格救急自動車というのは、車両本体と救急付属品がございますのでこの辺の部分です、分けられないかどうかを検討していきたいというふうに考えております。

○津田 清議員

参考のために、長崎市とか佐世保市の状況はどういった状況になってるんでしょうかね。

○事務局長（土橋伸秀君）

長崎市、佐世保市の状況でございますけども、昨年度の状況を聞いております。昨年度はですね、佐世保市さんの方は、8月、9月頃に入札し、約6ヶ月の納期をとられて、一般競争入札でトヨタ、日産が参加されておまして、額は均衡していたという情報を得ております。28年度の実績でございます。そ

れから、長崎市さんの方でございますけども、長崎市さんも一般競争入札で、納期が4ヵ月から5ヵ月ということでございましたが、日産も参加されております。落札はいずれもトヨタ車でございます。

○議長（松本正則君）

ほかにございませんか

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって議案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって、討論を終結し、採決します。

議案第10号「財産の取得について（高規格救急自動車の購入）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第10号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第10、議案第11号「財産の取得について（消防ポンプ自動車の購入）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第11号「財産の取得について（消防ポンプ自動車の購入）」について、ご説明いたします。

本件は、小浜消防署及び小浜消防署愛野分署の消防ポンプ自動車の老朽化に伴う更新で、「県央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、お手元に配布させていただいております議案第11号資料1／3ページの結果表に記載のとおりでございます。

取得価格は、70,329,600円、契約の相手方は、長崎市城山町12-17-3 Fユニオン防災代表者、山口建藏でございます。

物品売買仮契約書につきましては、同資料の2/3ページのとおりでございます。

取得いたします消防ポンプ自動車は、同資料の3/3ページにございます写真と同型の車両でございます。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。宜しくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより質疑に入ります。

○城幸太郎議員

後学のためにちょっと教えて下さい。提案理由の中に長年の稼働により老朽化してとありますが、この長年というのはどのくらいが長年にあたるのか理解できないので教えていただければと思います。

○事務局長（土橋伸秀君）

更新基準を設けまして、車両の更新計画を作っております。消防ポンプ自動車については、18年でございます。ちなみに救急車は8年でございます。以上でございます。

○中野太陽議員

先程もちょっと伺ってたんですけどもお答えがなかったので、これもたぶん同じだと思うんですが、一般競争入札か指名入札かというのと電子入札なのかというのが先程なかったので、先程のと含めて伺いたいと思います。それと、入札書の比較価格と比べると今回第1回で落札されたユニオン防災さんなんですけど、それ以外のところはすべて上回っているというところで、非常に低く見積もられたのか、そのあたりのこちら側の見解というのをどのように思われているのか2点伺いします。

○事務局長（土橋伸秀君）

まず入札の方でございますけども、指名競争入札で通常こちらにおいていただいて入札をしております。電子入札ではございません。

それから、予定価格に対する入札額でございますが、今回は小浜署でございますが、ポンプ車でございますので、基本的にはタンクそのものは小さいです

が、今回の小浜署が、タンク車が入りにくいということでですね、ポンプ車でもある一定量の水量を確保できるものということで6000を13000に変更しております。1000あたり50万円ぐらいということで2台でございますので、700万円近くアップするので、ポンプ車はかなり厳しいかなとは思っておりましたので、不落でもやむなしということで望みましたが、ふたを開けてみると1社が安く札を入れられたというふうな状況でございます。以上です。

○中野太陽議員

先程の関係に少しなるかもしれませんが、ポンプ車が18年と救急車が8年ということでしたけども、ここの救急車やポンプ車などの車両の数が60台近くある中で、毎年切り替えていく順番というんですかね、そういう順序というのは決まっているんですかね。事故とか何とかあった場合は、当然その時の変更というのはあると思うんですけど、ただもう2年後には例えば4台とか、その次の年には1台もありませんとか、そういうふうなやり方でやるのか、毎年1年ずつというふうな考えなのか、常に順番があるのかどうかというのは、何かそういうのはあるんでしょうか。

○事務局長（土橋伸秀君）

先程も申し上げましたが、更新計画をもうけまして、計画的な整備をしております。基準年数がございますので、特に一番額が高いのははしご車でございます、2億円ほどします。一般車両も含めましてある程度バランスを取っております。緊急車両については、年数がきたら更新しますけれども、一般車両、事務連絡車などは、なるべく長く保たせるように使用しております。救急車につきましては、救急車の走行距離で、今年度変更したんですが、20万kmに更新年よりも早く達する場合には、それも2、3年前から分かりますので、早く前倒しでということになります。ちなみに今回、更新いたします小浜署の救急車でございますけども、4月1日現在で、19万9千kmでございますので、更新時期が11月中旬になろうかと思いますが、20万kmを超える形になると思います。今までは15万kmで一旦車の状況を見て乗れるかどうか支障がないかどうか判断しながら延ばしてきて、結果的に20万km超であったので今回見直しをして、8年20万kmというふうに変えたところでございます。以上でございます。

○議長（松本正則君）

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本正則君)

なければ、これをもって議案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本正則君)

なければ、これをもって、討論を終結し、採決します。

議案第11号「財産の取得について(消防ポンプ自動車の購入)」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本正則君)

御異議ありませんので、議案第11号は、原案どおり可決されました。

○議長(松本正則君)

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本正則君)

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、平成29年第2回県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時56分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議長

松本正則

会議録署名議員

田中哲三郎

会議録署名議員

松永秀文